

○副議長（村上久仁君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑、質問を継続いたします。十一番金田もとる君。

〔十一番 金田もとる君登壇〕

○十一番（金田もとる君） 日本共産党県会議員団の金田もとるです。通告に従い一般質問を行います。

最初に、知事の憲法観について伺います。

一般質問の初日、大先輩でもあります佐々木功悦議員も伺っていましたが、少し切り口が異なっております。よろしくお願いいたします。

日本国憲法第九十九条では、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。」とされています。ところが、昨今、国務大臣、国会議員ともあろう方々の中に、憲法とはどのような国をつくり上げたいのか、その理想の姿を物語るもので、社会や国民意識の変化などに応じてアップデートすべきものなどと主張される方々が出てきています。自身が憲法によって縛られているのに縛られているという自覚がない、憲法により権力者を律する立憲主義そのものを理解しておられない、誠にもってゆゆしき事態と言わざるを得ません。知事にも、特別職公務員である私たち県議にも、憲法の趣旨や理念を理解し、これに基づいて行動すること、憲法の条文や精神が侵害されないよう積極的に守る義務、憲法尊重擁護義務があるのですが、この点について知事の理解、憲法観について伺います。お答えください。

大綱二点目、継戦能力の強化に向けた県内の状況に関わって伺います。

安全保障三文書の改定に向けて自民党が六月九日に決定した新たな国家安全保障戦略等の策定に向けた提言では、「少なくとも年単位で戦い続ける」、すなわち継戦能力の強化がうたわれ、「国を挙げて安全保障上の目標の実現に取り組むことが重要」と明記されました。高市首相も、「日本の総合的な国力を徹底的に強くする」と繰り返し主張しています。自衛隊基地への長射程ミサイルの配備とともに、基地施設の強靱化が県内でも司令部や火薬庫の整備事業として行われ、自衛隊の利用を前提とした空港・港湾の整備も進められています。昨年八月の仙台空港の特定利用空港指定に続いて、この四月には仙台塩釜港が特定利用港湾に指定されました。特定利用空港・港湾をめぐるのは、

自衛隊による利用が制度開始の二〇二四年四月から今年四月までの二十五か月で計一万千九百六回に上ることが、我が党の山添拓参院議員に提出された防衛省の資料で初めて明らかになりました。仙台空港、仙台塩釜港については、指定からの日が浅いこともあっていまだ実績なしとなっていますが、内閣官房が公表した令和八年度の総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラ整備については、仙台空港に九億円、仙台塩釜港に二十六億円が予算計上されており、それぞれに有事に備えた整備促進が具体化し始めます。仙台空港並びに仙台塩釜港の総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラ整備の具体について、県はどのように把握されているのでしょうか。お答えください。

仙台塩釜港については、特定利用港湾に指定される前、昨年十月の自衛隊統合演習の中で、石巻港区から鹿児島県奄美大島の名瀬港まで弾薬やミサイルを運ぶ訓練が行われています。特定利用港湾に指定されたことで頻回の訓練に使用され、民間・民生利用に支障を来すことになるのではと危惧いたします。仙台塩釜港及び仙台空港での今後の自衛隊の訓練計画についてはどのように把握されているのかについても併せて伺います。お答えください。

米国主催多国間共同訓練ヴァリアントシールド二〇二六について伺います。

防衛省によると、今回の訓練は六月二十二日から七月一日までグアム、ハワイを含むインド太平洋地域の広範なエリアで実施され、日本においても北海道から奄美大島までの区域で五種類の訓練を行う。東松島市の航空自衛隊松島基地では、今週火曜日六月二十三日から水曜日二十四日までの間、共同衛生訓練が実施されました。松島基地で傷病者が発生したという想定の下、自衛隊及び米空軍のアセット装備を活用し治療・後走を実施する。後走ルートは松島基地から横田基地米空軍病院、自衛隊中央病院、自衛隊仙台病院、石巻赤十字病院へとして行われたとのことでした。県として、松島基地での傷病者の発生原因についてどのように認識されておられたのか伺います。お答えください。

そもそも航空自衛隊松島基地の任務は、F2型戦闘機パイロットの養成、曲技飛行チームブルーインパルスによる広報、そして搜索・救難の三つです。通常、戦闘部隊が展開されることはありませんでした。先日、会派の三浦団長とともに、東松島市の渥美市長と懇談の機会を得ましたが、市長は、これまでも基地との共存に配慮してきたし、

国際情勢を考えれば今回の訓練の意義も理解しないわけにはいかないが、もともとの教育・養成、広報、搜索・救難といった松島基地の位置づけは変えてほしくないし、住民の安全・安心が第一だと語っておられました。二年前のヴァリアントシールド二〇二四で初めて米軍の訓練拠点とされた際の想定は、米軍三沢基地が敵国の攻撃を受けて滑走路が使用できない場合を想定して、松島基地を代替飛行場として活用するというものでございました。続いて、昨年七月の米軍主催訓練レゾリュート・フォース・パシフィックに際して、米軍のF35 A型とB型戦闘機の展開訓練に滑走路が使用されました。そして今回です。年々その利用がエスカレートしています。今後、松島基地が三沢基地の代替基地として恒常的に米軍に使用され、敵国からの攻撃対象となるのではないかと危惧いたします。防衛省は今回の訓練について、米国からの招待を受け、前回二〇二四年に続き自衛隊及び諸外国が本訓練に参加しますとしています。米国が主催する訓練に日本の国土上並びに周辺海空域が訓練場所として提供されることで、東アジアの国々は自国への脅威となりかねないと警戒心をあらわにしているとも報じられています。県として、国・防衛省に対し、今後は米国からの招待をお断りされるよう働きかけていただきたい。いかがでしょうか。知事お答えください。

昨年十二月二十三日に県内で行われた国民保護共同訓練、図上訓練のシナリオは、X国が発射した弾道ミサイルが宮城県上空を通過し宮城県沖の領海内に落下、大曲小学校付近北東方向にミサイルの部品と思われる物体が落下。落下による被害に加え、落下物から有害物質が放出されていることが確認されたため周辺住民の避難が必要となったというもので、死傷者六十名、要避難者約七百三十名との想定で行われました。前後のつながりから、国・防衛省は松島基地への敵国からの攻撃の可能性についてより現実的なものとして考えられているのだと思わざるを得ません。知事の認識を伺います。お答えください。

今国会で可決・成立させられた予備自衛官等兼業特例法について伺います。

同法は国家公務員・地方公務員の職務専念義務の免除と兼業の許可に特例を設け、予備自衛官等への任用を拡大するものです。そもそも公務員は、平和憲法の下で住民の命と暮らしを守ることを本務とし、兼業は本務に支障のないことが大前提です。予備自衛官等のみ特例で任命権者の許可を不要することは、憲法が規定する公務の上に予備自

衛官としての任務を置き、国家による下令・命令に事実上自治体を従わせるものであり到底容認できません。知事に伺います。特例法の提案に当たって、国から事前に全国知事会への説明や意見交換の場合は設定されていなかったのでしょうか。また、全国知事会で法案について議論されたことがあったのでしょうか。お答えください。

宮城県の職員についても、知事の許可も不要とされます。これでは、県民の命と安全、暮らしを守る職員の本務の遂行にも支障が生じてしまうのではないのでしょうか。知事として国に同法の撤回を訴えていただきたい。知事いかがでしょうか。お答えください。

大綱三点目、女川原発並びに原発政策に関わって伺います。

二〇二四年十二月の再稼働・営業運転の再開後も、女川原発二号機では機器の不具合や運転上の制限を逸脱するトラブルが相次ぎ、改めてその安全性が問われる事態となっています。福島第一原発の事故後、日本国内の原発の再稼働は安全性が前提とされてきました。新規制基準が策定され、新たに発足した原子力規制委員会によって再稼働に向けた審査が開始されました。五十四基あった原発のうち、現在十五基が審査をクリアし再稼働しています。しかし、当の原子力規制委員会にして、規制基準をクリアしたからといって安全だとは言えないし、言わないと発言しております。

知事に伺います。日本で技術的な観点から原発の安全性を正面から語り、再稼働しても安全だとお墨付きを与えられる専門家を御存じでしょうか。お答えください。

特定重大事故等対処施設、テロ対策施設が未整備のまま運転を継続することの重大性については、今議会一般質問の初日に、やはり佐々木功悦議員も取り上げられ、知事からも答弁があったところですので極力重複を避けて質問したいと思います。

今般、特定重大事故等対処施設の設置猶予期間を延長する規則改正が行われれば、本来今年十二月に運転を停止しなければならない女川原発二号機は、テロ攻撃や航空機等の墜落に対しより脆弱な状態のまままで運転を続けることになります。女川原発への飛行機落下の蓋然性について伺います。

二〇〇〇年三月と七月、僅か三か月余りの期間に航空自衛隊松島基地所属の自衛隊機三機が墜落事故を起こしています。三月、T2型機が女川町に墜落した場所は三十数戸の集落から約五百メートル、女川原発からは約九キロメートルの地点。七月のT4型

機ブルーインパルス二機の墜落地点は、石巻市・旧牡鹿町の山中で自衛隊が飛行禁止区域としていた女川原発の上空半径二海里内を通過し、原発から約四・五キロメートルというところでした。パイロット四名の尊い命を奪った二件の墜落事故は、一歩間違えば地域住民と原発を巻き込んで取り返しのつかない大惨事となりかねない事故でした。二〇〇〇年のことですので知事は県議二期目を務められていた時期だと思います。短期間に二度の墜落事故が発生したことは、関係者、地域住民にも大きな衝撃を与え女川原子力発電所上空の飛行について、また、曲技飛行訓練空域の見直し等について国会でも取上げられた経緯があります。事故当時の対応、事故の検証、発生原因の究明、再発防止に向けた取組など、県は国や関係機関とどのように教訓を共有されたのかを伺います。お答えください。

そもそも新規制基準で設置が定められた特定重大事故等対処施設自体が、あくまでも原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突、その他テロリズムに対して、その重大事故等に対処するためのものであり、航空機が格納容器に直接衝突して破損する場合を想定していないと指摘されておりました。格納容器そのものの強化も進めてきたイギリスやフランス、フィンランドなどと比べれば日本の対策の脆弱さは明白です。にもかかわらず、その脆弱な特定重大事故等対処施設の設置すらないままに運転を継続することは到底認められません。市民団体からは、県と石巻市・女川町が地元同意を判断した際の前提条件の変更に当たることから、原子力規制委員会による住民説明会の開催も求められていました。最低限の要望だと思います。私からも重ねて求めたい。知事いかがでしょうか。お答えください。

国の原発政策に関わる問題で、福島第一原発事故由来の放射性物質汚染廃棄物の処理について伺います。

昨年二月議会で私は、国・県、各市町村はそれぞれの責任の下に、放射能汚染の拡散防止に責任を果たすことを求め、農林業系汚染廃棄物の県外処理についても処理事業者及び処理施設についての情報が非公開とされていることで、国・環境省と県、当該自治体の責任が曖昧にされ、処理加速化事業の実施要領で定められている焼却施設・最終処分場及び搬入路等の周辺住民の理解を得る場がどのように確保されているかも不明なままだと指摘いたしました。知事からは、農林業系汚染廃棄物の処理に加えて八千ベク

レル以上の指定廃棄物についても、自然減衰による濃度の低下を見越して再測定し、八千ベクレル以下と確認できたものは、県外の民間廃棄物処理業者を積極的に活用して処理したいとの意向が示されておりました。今年度、登米市が指定廃棄物の指定を解除し一般廃棄物として処理する方針を確認し、実施に向けて動いています。先月五月十三日、県議会大震災復興調査特別委員会として登米市に伺い、国と登米市との協議内容、経緯についてもお話を伺ってきましたが、ここでもやはり処理業者に係る情報は非公開とされていきました。今般の登米市の事業は、国・環境省と登米市との協議によるもので県は関わっていないとはお聞きしておりますが、あえて知事に伺います。

特措法の基本方針の六、その他事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する重要事項では、(3)として、住民理解の促進等として、国及び地方公共団体は、環境汚染への対処の実施内容及びその効果等について、「適時適切に地域住民等に対して周知するなど、正確かつ迅速な情報提供及び地域住民とのリスクコミュニケーションを実施するものとする」と記しております。情報公開に関わる現状は、この特措法の基本方針すら無視するものとなっているのではないのでしょうか、お答えください。

大綱四点目、クマ・鳥獣被害対策について伺います。

近年野生動物によってもたらされる被害は、人の生活圏と野生動物の接点が拡大する中で、農林業、生態系、生活安全、感染症といった分野を横断しながら複合化・深刻化しており、個別対策では対応し切れない複合的な社会課題として捉えなければならぬ段階にきています。全国の野生鳥獣による農作物被害額は二〇二四年度には前年比二十四億円増加し約百八十八億円、鹿・イノシシ・猿の三種だけで被害額の約七割を占め、被害は水稻、野菜、果樹など基幹作物に集中し、単なる収量減少にとどまらず、営農意欲の低下や耕作放棄地の拡大といった二次的影響を通じて地域農業の持続性そのものを脅かしております。また、森林分野においても、鹿を中心とした食害や樹皮剥ぎといった被害は林分の劣化や更新障害を引き起こし、生物多様性や水源涵養といった生態系への影響も広がっています。こうした農林地での問題は次第に人の生活圏にまで及び、人身被害という形で顕在化し始め、二〇二五年度には熊による人身被害が統計開始以降、過去最多水準に達し、国・内閣府として、十一月にクマ被害対策パッケージを発表するに至りました。宮城県でもこれを受けて宮城県ツキノワグマ総合緊急対策が講じられ、

二〇二六年度の環境生活部の野生鳥獣の適正な管理関連予算は、当初予算で十億四百七十四万円と、前年度比六億四千万円増、県民や一次産業従事者の安全を確保するためにイノシシ指定管理捕獲、ツキノワグマ指定管理捕獲等の増額と、市町村間接交付金を新設されました。緊急銃猟に関わる予算確保も含め、県としても必要な措置をとってこられたと思いますが、この春先からの熊の出没・目撃件数は前年度を更に上回り、全国的に人身被害も増加しています。国のクマ被害対策ロードマップでは、最初に恒常的生息域の自治体において緊急的な対応体制が確保されることが位置づけられております。当県の緊急対策としても、人身被害対策については一層の強化が求められていますが、緊急的な対応体制の確保並びに追加実施策の検討状況について伺います。お答えください。

また、ロードマップでは次のステップとして、推定個体数、捕獲目標数が明確化され、適正個体数に向けた捕獲、管理が進展することが目標・指標とされています。過日に行われた東北六県に新潟県を加えた七県による東北地方ツキノワグマ対策関係機関連絡会議においても、県境を越えた広域ユニットでの個体数の把握・管理に踏み出すことが確認され、更に二〇三〇年度までに、恒常生息域の自治体において、ゾーニング管理計画が策定され計画に基づく管理が有効となるステージへと進むことが将来像として示されています。ゾーニングに向けた環境整備として、耕作放棄地などのやぶの刈り払い、誘引物の撤去、耕作地での電気柵の設置、これはイノシシ・鹿対策としても有効ですが、こういった作業が必須となりますが、この作業を集落の住人・地域住民のマンパワーに依存することは不可能になりつつあります。二〇二四年九月議会において、私は鳥獣被害対策に迫られて疲弊する農業者の声も紹介しながら、公的支援の拡大をと求めています。これらの作業を公共事業化する時期に来ていると思いますが、いかがでしょうか。お答えください。

この間、当会派として岩手県にも調査に伺ってきました。中長期的な課題としてのゾーニングの設定・実現と維持管理には、行政職員の専門知識の向上が必須です。自治体における専門人材、高度な捕獲技術を持つガバメントハンターの育成、事業者との連携に際しても専門職員の配置が必要と思われます。環境省調査による都道府県における専門的知見を有する職員の配置では、宮城県は県全体でゼロ%となっております。当県も秋田や岩手の取組にも学び、野生動物管理専門職員を配置すべきと思いますが、知事

いかがでしょうか、お答えください。

大綱五点目、宮城県独自のデジタル身分証アプリ、ポケットサインについて伺います。

今月十日定例記者会見で知事は、ポケットサインというよりも、これからは宮城県民公式アプリという言い方をしたいと述べ、ポケットサインの一層の活用を訴えました。マイナンバーカードの所持を前提とするポケットサインの運用については、会派としてマイナンバーカードと同様に、基本四情報を確認できる運転免許証のデータ活用などマイナンバーカードを所持しない方々も利用できるようにと改善を求めてきました。登録者が六月一日時点で県民の五〇％以上となる百十八万人を超えたとされていますが、依然としてマイナンバーカードを持たない方にはその門戸が閉ざされたままです。広く県民に門戸を開かないままに、県民公式アプリとうたわれることについては大きな違和感を覚えます。マイナンバーカードを持たない方々も利用できるようにすべきだと再三求めてきたのに対し、当局からは引き続き検討するとの答弁が繰り返されてきました。その後の検討作業の到達はどうなっているのか伺います。お答えください。

発表された令和八年度の宮城県民公式アプリ関連施策の全体スケジュールでは、ミニアプリのさらなる展開や、みやぎポイントの拡大、各市町村レベルの利活用などのラインナップが示されています。この二月議会、予算特別委員会の総括質疑で、私があくまでも任意であるマイナンバーカードの不所持によって行政サービスが受けられない、物価等高騰対策に関わる支援を受けられないという事態が広がることは、法の下の平等を定めた憲法十四条にも反するのではないかとただしたのに対し、知事は、所持はあくまでも任意ですが、保険証にもなったのでぜひマイナンバーカードを皆さんに所持していただきたいと思っていて、そういうきっかけにもなるかと思っでこういう施策を進めていると答えられました。ああ、やっぱりマイナンバーカードありきの施策なのかわされましたが、五月十五日、マイナンバーカードの自主返納・廃止が九十三万枚に上っていることが、会計検査院の報告書で明らかにされています。有効期間の満了や、国外への転出、死亡による失効、廃止も含まれており、総務省も本人の希望による自主返納に絞った枚数を把握してないとのことですが、マイナンバーカードに別人の行政情報を紐づける誤りが判明した二十三年五月から八月にかけて返納枚数が急増し、二十四年

十二月以降は毎月二万枚を超え、二十五年四月時点で累計九十三万五千百十六枚に達したとのことです。マイナポイント事業の事務局による二十四年三月のカード返納状況の調査では、マイナンバーカードを自主返納したとする方を対象に理由を聞いたところ、セキュリティに不信感があるからが三三・一％、政府に対して不信感があるからが二九・四％、マイナンバー制度に不信感があるからが二八％となっていました。マイナンバーカードを持つことを良しとしない方々も現に存在いたします。その方々を排除したままデジタル身分証アプリの普及にみやぎポイントだけでも既に三十六億円、更なる用途拡大にも多額の予算をつぎ込み続けることには賛成できません。マイナンバーカードありきの施策を改めることを求めて、壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございます。

○副議長（村上久仁君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 金田もとる議員の一般質問にお答えいたします。大綱五点ございました。

まず、大綱一点目、知事の憲法観についての御質問にお答えをいたします。

憲法は、基本的人権の尊重、国民主権、そして平和主義の三つの基本原理から成る我が国の最高法規であると認識しております。また、憲法第九十九条に定められた憲法尊重擁護義務は、公務を預かる全ての特別職及び一般職の公務員が国民主権の理念のもとに法秩序の根幹を遵守すべき重い責任を示すものであると考えております。住民の皆様への負託にこたえ、地方自治の発展と県民福祉のより一層の向上を確実なものとするためには、県政のあらゆる根底においてこの憲法の精神を常に尊び、遵守していくことが極めて重要であります。一方で、戦後八十年という年月が流れ国民生活や社会状況が大きく変化する中、時代に応じた憲法改正の議論があってもいいのではないかと思えます。しかしながら、憲法改正は国政において議論されるべき事項であり、主権者である国民の深い理解と議論の成熟が何より不可欠であります。まずは国会においてしっかりと議論を尽くし、国全体で議論が深まっていくことが重要であると考えております。

次に、大綱二点目、継戦能力の強化に向けた県内の状況についての御質問にお答えいたします。

初めに、国民保護共同訓練を踏まえた認識についてのお尋ねにお答えいたします。

昨年十二月に実施した国民保護共同訓練は、国や県、市町村、関係機関相互の連携強化を図るとともに、国民保護関連事務に従事する職員の知識・理解の促進を目的として行ったものであります。訓練に当たっては県内全市町村での実施を進めている中で、昨年は東松島市において訓練を実施したものであり、特定の施設を前提としたものではございません。また、個別の事態が生じる可能性に関する国の考えについて、県の立場でお答えすることは差し控えるべきものと考えております。私としましては、いかなる事態にあっても宮城県国民保護計画に基づき国や市町村、関係機関と緊密に連携し、県民の生命、身体及び財産を保護することが県の責務であると認識しております。

次に、全国知事会での議論についての御質問にお答えいたします。

予備自衛官等兼業特例法については、国会への提出に当たって国から全国知事会に対し事前の説明や情報提供などはなく、これまでに全国知事会において当該法案について議論されたことはありません。

次に、国への特例法の撤回の訴えについての御質問にお答えいたします。

法律により公務員の兼業の特例が認められている例として、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律があり、職員が消防団活動に従事することで地域の担い手不足の解消や、地域住民の安心・安全に貢献しているものと認識しております。今回の予備自衛官等兼業特例法による兼業についても、職員が大規模災害等の非常時における自衛隊の活動を支援することにより、ひいては県民の生命・財産を守ることにつながるものと考えております。

次に、大綱三点目、女川原発と原発政策についての御質問のうち、処理業者の情報を非公開とする現状についてのお尋ねにお答えいたします。

登米市では、市内で保管する指定廃棄物を再測定した結果、全て八千ベクレルを下回っていたことから指定を解除し、民間事業者を活用した処理を進めるものと認識しております。また、処理に当たっては、風評被害等により受入れ事業者の事業遂行に支障が出る恐れがあることから、受入れ自治体や受入れ事業者の特定につながる情報などは非公開とする条件で処理を委託すると伺っております。一方、民間事業者を活用した処理の対象は、通常の廃棄物処理の方法で安全に処理できる八千ベクレル以下のものでは

るほか、搬出元自治体が処理を委託する際には受入れ自治体の了解を得た上で進めるなど、特措法の基本方針に基づき適切に処理されているものと考えております。県といたしましては、放射性物質汚染廃棄物の処理が一日でも早く完了するよう、国との連携を密にしながら引き続き関係市町を支援してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○副議長（村上久仁君） 復興・危機管理部長諸星久美子君。

〔復興・危機管理部長 諸星久美子君登壇〕

○復興・危機管理部長（諸星久美子君） 大綱三点目、女川原発と原発政策についての御質問のうち、原子力発電所の専門家についてのお尋ねにお答えいたします。

原子力発電所の安全の確保は一義的には事業者が責任を負うべきものであり、新しい規制への対応やそれに伴う施設及び設備の改善など、安全性向上に向けた不断の取組が求められております。その上で、原子力発電所の安全規制や法令の見直しは、専門的な見地から国が責任を持って行うべき事項であり、専門家からなる原子力規制委員会が基準への適合性審査を含めた実務を担っているものと認識しております。

次に、自衛隊機墜落事故の教訓の共有についての御質問にお答えいたします。

墜落事故を受け、県、女川町及び当時の牡鹿町は、航空自衛隊松島基地に対して早急に事故原因調査を実施し県民に公表することや、安全運航を更に徹底することを求める要望書を提出しております。これに対し松島基地では、女川原子力発電所周辺上空における自衛隊機の飛行コース等を公表し、事故の発生前は一度も発電所の上空を飛行していないことを明らかにしました。更に、事故原因の調査結果を踏まえ、訓練空域への進出・帰投経路の規制や、女川原子力発電所との距離拡大対策等の措置が講じられました。県では、この事故と国の再発防止策を踏まえ宮城県地域防災計画の原子力災害対策編を改定するとともに、原子力だよりを通じて地域の皆様にお知らせいたしました。こうした取組が、今日まで、自衛隊機の飛行安全確保につながっているものと考えております。

次に、原子力規制委員会による住民説明会についての御質問にお答えいたします。

今回の見直しは、経過措置期間の起算点を変えるものであり、施設や設備に何ら変更を加えるものではありません。また、議論の経過は、議事録等により公開されている

ほか、現在、国民の意見を聴取するパブリックコメントが実施され広く意見を提出する機会が確保されているところです。県といたしましたしては、事前協議をやり直すことは想定しておらず、また、国に対し改めて説明を求める予定もございません。

私からは、以上でございます。

○副議長（村上久仁君） 企画部長梶村和秀君。

〔企画部長 梶村和秀君登壇〕

○企画部長（梶村和秀君） 大綱二点目、継戦能力の強化に向けた県内の状況についての御質問のうち、松島基地での訓練における傷病者の発生原因についてのお尋ねにお答えいたします。

ヴァリアントシールド二〇二六への参加は、自衛隊の戦術技量の向上を図るとともに同盟国及び同志国との連携を強化し、インド太平洋地域における抑止力・対処力を強化することを目的としたものであるとの説明を東北防衛局から受けております。そして今回の松島基地における共同衛生訓練については、基地内で傷病者が発生したとの想定のもと実施されたと伺っており、それ以上のことについては安全保障上の観点から公表できない案件と伺っているところです。

次に、米国主催の訓練に参加しないよう国に働きかけるべきではないかとの御質問にお答えいたします。

国民の生命と財産を守るための防衛政策や日米安全保障体制の運用については、国が責任を持って対応すべきものと認識しております。県といたしましては、県民の安全や暮らしに影響が出ないよう、訓練の実施に当たってはこれまでどおり徹底した安全対策を講じるとともに、地元の声にしっかりと耳を傾け、住民生活に十分配慮するよう国に対して求めてまいります。

次に、大綱五点目、県独自のデジタル身分証アプリ、ポケットサインについての御質問のうち、マイナンバーカードを持たない方々のアプリ利用に向けた検討状況についてのお尋ねにお答えいたします。

県民公式アプリ、ポケットサインはマイナンバーカードの利点を最大限活用することと、災害対応力の向上、県民の利便性向上、行政の効率化や省力化を図るものであり、これによらない場合、情報の正確性や改修コストなどの課題があると認識しております。

県としては、みやぎ防災をはじめとした県民公式アプリの各ミニアプリについて、その機能や利便性をますます高めていくことで、より多くの県民の皆様に公式アプリと思っ
ていただけるよう努めるとともに、マイナンバーカード不保持者への対応については、
引き続き関係者と協議を重ね検討してまいりたいと考えております。

次に、多額の予算をかけているマイナンバーカードありきの施策を改めるべきとの
お尋ねにお答えいたします。

県民生活のデジタル化を進めるに当たり、マイナンバーカードは最も重要かつ有力
なツールの一つであり、その利点を最大限に生かしていくことが必要であると考えてお
ります。そのため、災害時の有効活用はもちろんのこと、平常時に活用できるミニアプ
リの充実や地域ポイントみやぎポイントの付与事業を展開してまいりました。一方で、
様々な事情からマイナンバーカードをお持ちでない方へは、カードの取得支援などに努
めているところでありますが、こうした方々に対する防災情報の提供や、避難所支援を
はじめとする公共サービスの提供についても様々な手段により対応しているところで
す。県としましては、限られた予算を有効に活用し効果的な事業展開に努めてまいります。

私からは、以上であります。

○副議長（村上久仁君） 環境生活部長石川佳洋君。

〔環境生活部長 石川佳洋君登壇〕

○環境生活部長（石川佳洋君） 大綱四点目、クマ・鳥獣被害対策についての御質問の
うち、緊急的な対応体制の確保や追加実施策の検討状況についてのお尋ねにお答えいた
します。

県では、ツキノワグマの大量出没等を受け、昨年十一月からクマから県民を守る緊
急対策、農林水産事業者の安全確保対策、野生鳥獣の捕獲体制の強化を三本柱とする総
合緊急対策を実施してまいりました。こうした緊急事態に適切かつ迅速に対応するため
には、日頃よりクマ等の鳥獣被害対策を庁内横断で推進していく体制の構築が不可欠で
あることから、今年四月に副知事をトップとし、関係部局長で構成する野生鳥獣被害対
策本部を新たに設置いたしました。対策本部では、今年度予算に基づく各種対策の進捗
管理を行うとともに、クマ出没警報等の見直しや、県による本格的な捕獲事業の早期着
手、捕獲許可に関する市町村への権限移譲など様々な追加対策についても順次実施して

いくこととしております。県といたしましては、引き続き人身被害の未然防止を最優先とし、国や市町村、関係機関等と連携しながら、県を挙げて鳥獣被害対策に取り組んでまいります。

次に、野生動物管理専門職員の配置についての御質問にお答えいたします。

人と熊とのすみ分けに向けたゾーニング管理や、熊を含む有害鳥獣の適正な捕獲等を進めるには地域の事情に精通し、かつ高い専門知識を有する人材の確保・活用が必要であると認識しております。このため県では、特定鳥獣の管理計画の策定や捕獲等事業の実施に当たり、鳥獣研究の専門家等で構成される特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会の審議・助言等を受けながら各種対策を実施することとしております。また、今年四月に新設した野生鳥獣被害対策本部の実務を担う対策チームでは、野生鳥獣に関する専門的な知見を有する地方振興事務所の技術職員等を中心に、具体策の検討・立案を行っているところです。なお、環境省調査の都道府県における専門的知見を有する職員については、国の研修を修了した三年以上の実務経験者などの要件が求められていると承知しており、県としては、今後とも国の研修への参加等による知識の習得を通じ、野生動物に関する専門職員の育成に努めてまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（村上久仁君） 農政部長菊池弘之君。

〔農政部長 菊池弘之君登壇〕

○農政部長（菊池弘之君） 大綱四点目、クマ・鳥獣被害対策についての御質問のうち、鳥獣被害対策に疲弊する地域住民への支援についてのお尋ねにお答えいたします。

高齢化の進展や人口減少等の影響により、鳥獣被害防止に係る侵入防止柵の設置や、その後の草刈り、見回り作業など、集落内の農業者を中心とした活動で担うことはより困難な状況になってきているものと認識しております。このため、集落ぐるみでの活動が促進されるよう、侵入防止柵の設置や草刈りなどの活動に参加した住民に対し、活動組織を通じて日当が支給されている地域があるほか、県主催で集落における鳥獣被害対策に係るワークショップを開くことなどにより地域の取組を支援してまいりました。また、より広域的かつ効率的に作業を行えるよう、市町村等と連携し近隣の関係組織が共同で活動できる体制づくりを推進しているところです。県といたしましては、引き続き

現場の声を丁寧に向いながら、国の制度を最大限に活用し、作業に従事される方々のさらなる負担軽減が図られるよう取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（村上久仁君） 土木部長齋藤和城君。

〔土木部長 齋藤和城君登壇〕

○土木部長（齋藤和城君） 大綱二点目、継戦能力の強化に向けた県内の状況についての御質問のうち、特定利用空港・港湾に係る公共インフラ整備についてのお尋ねにお答えいたします。

特定利用空港・港湾については、民生利用を主としつつ平素から自衛隊・海上保安庁の円滑な利用にも資するよう、必要な整備または既存事業の促進を図るものとされております。今年度の公共インフラ整備につきましては、国管理である仙台空港において、老朽化した無線施設や気象観測施設の設備更新等を継続して実施するものと伺っております。また、仙台塩釜港では、石巻港区において国直轄事業として耐震強化岸壁や航路・泊地しゅんせつなどを促進するとともに、県事業としてしゅんせつ土砂等を受け入れる廃棄物埋立護岸の整備を引き続き行うこととしております。県といたしましては、県民生活や社会経済活動を支える重要なインフラである仙台空港及び仙台塩釜港の利便性確保や機能強化に向けて、引き続き国と連携しながら取り組んでまいります。

次に、仙台空港及び仙台塩釜港での自衛隊の訓練計画についての御質問にお答えいたします。

特定利用空港・港湾への指定に伴い、自衛隊・海上保安庁の航空機・船舶が平素から、空港・港湾を円滑に利用できるよう、関係省庁と施設管理者との間で、円滑な利用に関する枠組みを設け必要な調整を行うこととされております。国管理空港である仙台空港においては、国土交通省と防衛省及び海上保安庁との間で意見交換が行われるものとなっており、国からは地域住民に及ぼす影響を考慮し、県や地元自治体に事前に説明を行うと伺っております。また、県管理の仙台塩釜港では、現在、連絡・調整体制を構築するために国において準備が進められているところであり、今後この中で港湾を利用する訓練計画が示されるものと伺っております。県といたしましては、地域に不安や懸念が生じることがないように、引き続き国に対し地域住民や施設利用者、関係市町等への

丁寧な情報提供と説明を求めています。

以上でございます。

○副議長（村上久仁君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） それぞれに御答弁ありがとうございました。再質問を行わせていただきます。

最初に、デジタル身分証アプリ、ポケットサインについてでございますが、壇上からの質問の際にも触れましたけども、知事から保険証にもなったので皆さんにマイナバーカードを持っていたきたいと。このように繰り返されるわけですけども、マイナ保険証自体の解除申請も二〇二〇年十月二十八日から二〇二五年一月末までに累計で五万八千件に上っていたという事実は御存じですね。

○副議長（村上久仁君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） はい。

○副議長（村上久仁君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） 二〇二四年の十二月二日に既存の保険証の新規の発行が停止されて、マイナ保険証への移行を強行したわけですけども、十二月二日以降もマイナ保険証の解除申請件数は増加しているのです。いざ、マイナ保険証で医療機関を受診しようとした際にトラブルが多発したことや、マイナポイント付与目当てに利用登録したけれども必要性を感じないと。常に持ち歩くことへの不安もあったと、制度そのものに不安を感じたといった理由からだと言っていました。現時点での累計解除申請数がどうなっているかというのは、厚生労働省のところでも出てこないのだからわけですけども、各保険者のところでは引き続き解除申請窓口を開設し続けていますので、増え続けているのは確かなのです。で、県のデジタル身分証アプリポケットサインについてお聞きしますけれども、このポケットサインの解除件数、失効件数というのを把握されているのでしょうか。県外に転出されたりとか、あるいはお亡くなりになられると、当然失効となると思うのですけれども、それ以外の理由で解除申請とか、そういうのを把握されておられますでしょうか。

○副議長（村上久仁君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 金田議員がマイナバーカードを所持されているかどうか、ポ

ケットサインに入っておられるかどうかちょっと把握しておりませんので、どこまでポケットサインのことを御存じかどうか分からないのですが、御存じないということを前提にお話をいたします。

答えとしては、正確な数は把握できません。ポケットサインに限らず全てのアプリ同じことございまして、どれだけの方が登録をして、どれだけの方が離れておられるかということは把握はできません。一応詳しくお話いたしますと、ポケットサインに入るためにはNFCの入っているスマートフォンと、読み取りのマイナンバーカードが必要でございます。登録する際に使う暗証番号には、六桁から十六桁の署名用電子証明書暗証番号と、あとは四桁の券面事項入力補助用暗証番号という二種類がございます。六桁から十六桁の暗証番号を入れてポケットサインを登録された方は転出されたり、あるいは亡くなったりすると自動的に消えます。ただ、四桁の場合はそれが分からないのです。それが一つ課題になっていまして、今ちょうどマイナンバーカードの大量更新の時期でございまして、四桁の方にはもう一回入れていただかなければならない。六桁から十六桁で入れていただければ、マイナンバーカードを更新しても自動的に変わるようになってはいるのです。住所が変わっても自動的に変わるようになってはいる。そこが一つ課題なのです。ですから、残念ながら四桁で入れた方については転出した、あるいは亡くなったという場合は、何らかの形でアカウントの削除をしていたかかないと消えないようになっていきます。よく皆さんは、ほかのアプリもみんな同じなのですけれど、ログアウト、アンインストールでは消えません。よく見ていただくとポケットサインの中にアカウントの削除というのがあるのですが、あくまでもそこを押していただかないと消えないということになります。それで、県民の方でもう嫌だ、やりたくない、やめたいっていう方、完全に消したいという方はアカウントの削除を押さないと消えないということでございます。ですから、正確な数は把握ができていないです。ただ、あくまで推計ですが、でも、宮城県民の中で死亡率をカウントすると、大体年間一・二八%ぐらいの方が亡くなっている。また、県外に転出される方が二・三一%ぐらい県外移転されるという一般的なデータがありますので、それを掛け合わせると、今までに百二十万人登録されている方の中の四万五千人ぐらいは、多分登録されているけれども、そのまま持ったまま、

どこかに行かれたり、亡くなったりされたのではないかなということが推計として分かっているということです。

○副議長（村上久仁君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） 知事がポケットサインについて精通されていることはよく分かりました。その上で、企画部長からはマイナンバーカードなくても、要するに運転免許証の基本四情報等でも使えるようにしてほしいというこちらの要望に対して、引き続き検討中という答弁が繰り返されるのですけれども、これ検討のめどというか、いつ頃までという区切りとかは設けているのでしょうか。この点いかがですか。

○副議長（村上久仁君） 企画部長梶村和秀君。

○企画部長（梶村和秀君） 議員から二月議会でもいろいろと御質問がありまして、我々としても、他県でもやっている運転免許証等でも登録できる事例もいろいろ研究いたしました。ただ、その際に、更に新たにカードリーダーをつけなければいけないかったり、今コスト面もいろいろ勉強しております、なかなかシステム改修もかかるものですから、現時点ではいつまでというのはありませんが、我々としてもできるだけ早期に考えをまとめたいと考えてございます。

○副議長（村上久仁君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） 具体的に期日、目標を定めて進めていただきたい。今回、県民公式アプリとまで言われましたので、県民公式——私は県民にはなれないのかと、そのような思いも致すところでございますので、ぜひ善処をお願いしたいと思います。

続けて質問させていただきます。

原子力規制委員会による特定重大事故等対処施設の設置期間の延長に関してでございます。

知事が、佐々木功悦議員の質問に対して答弁された中身、そして先ほど部長からも答弁いただきましたけれども、この際に、県が東北電力と締結した安全協定の中で、特定重大事故等対処施設の対象外施設と認識しているけれども、設置に係る経過措置期間の起算点を変えるだけで、施設や設備に変更を加えるものではないのだと。だから事前協議をやり直すことは想定していないと、こういうふうに述べられました。ただ、当初予定していた期日、今年十二月までには完成させなければならない施設だったわけです。

完成しなければ運転停止をしなければならない、そういう施設が予定の期日に完成しないにもかかわらず、まさに安全が担保されないままに運転を継続することを可とする。少なくとも、これでいいかどうかという協議を行う、これ最低限の対応だと思うのが改めていかがでしょうか。

○副議長（村上久仁君） 復興・危機管理部長諸星久美子君。

○復興・危機管理部長（諸星久美子君） 十二月二十二日までというのは現段階、協議をした時の期限でありますので、その規則の起算点が変わると期限も変わるわけです。ですから、期限が来るまでに新しいルールが制定されるということになれば、そちらが適用されるということになりますので、今後守るべき期限というのは、後ろに延ばされると考えております。

○副議長（村上久仁君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） 少なくとも、UPZ自治体、美里町も含めてですけれども、十二月二十二日までにできるということを前提に事前同意していたはずなのです。やっぱりこれについて真摯な対応が必要だと思えます。美里町の意見書も出されていることについては、これもやはり佐々木功悦議員からも指摘されておりました。美里町からの意見書に基づく説明会について知事の答弁は、原子力規制委員長が地元からの求めがあれば、住民説明会といったようなものを行うと発言したのは事実と確認したと。ただ、それは委員長なり委員が現地に赴いて説明するというのではなくて、原子力規制委員会の職員が現地に赴いてお話をするという事で、今までの決まったこと、発言をまとめて説明するということだと。つまりホームページに載っていることと同じことを説明するということだけなので、これ原子力規制委員会からこのような回答があったと、同じことを説明するということだと、このように説明したのですけれども、これ規制委員会からこういう回答あったということでもいいのですか。念のためお聞きします。

○副議長（村上久仁君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 原子力規制委員会からは、原子力規制委員会の委員長含め委員が来て説明するという趣旨ではないと。もしやるとするならば、職員が行って説明をすることになりますとそこまでの話でございました。

○副議長（村上久仁君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君）　そういう説明を受けて、県としても考えたけれども、パブリックコメントを現在実施していることでもあるし、原子力規制委員会の職員の前で話す内容とパブリックコメントによる内容とは基本的に同じことを伝えることにもなるのだから、知事の言葉ですよ、「屋上屋を重ねることにもなるので、パブリックコメントですっかりと物申していただければよいのではないかと考えた」と。これ、美里町にも伝えたのでしょうか。

○副議長（村上久仁君）　知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君）　私からは美里町に伝えておりません。

○副議長（村上久仁君）　十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君）　美里町にお伝えしてないのですね。そうすると美里町は、美里町で説明会をやってほしいということに対しての答えはどうなっているのですか、どう回答されているのですか。

○副議長（村上久仁君）　知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君）　町に伝えなくても、先ほど部長が答弁したように、施設や設備に何ら変更を加えるものではございませんので、特に問題はないだろうと判断をしたということでございます。

○副議長（村上久仁君）　十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君）　美里町からの意見書を随分軽視しているのではないのでしょうか。直接対話でやり取りする、意見交換するのと、パブコメで意見を述べて回答をもらうということは当然同一視できませんし、UPZ自治体そのものを軽視するものではないでしょうか。いかがですか。

○副議長（村上久仁君）　知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君）　決して軽視しているものではないと思いますが、経過措置期間の起算点を変えるものであると、施設や設備に何ら変更を加えるものではないと思いますが問題はないだろうと判断をしたということでございます。

○副議長（村上久仁君）　十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君）　美里町からの意見書はそうっていないじゃないですか。変わるのであれば、変わるということについての説明もちゃんとしてほしいという意見

書になっていますよね。違いますか。

○副議長（村上久仁君） 復興・危機管理部長諸星久美子君。

○復興・危機管理部長（諸星久美子君） 特定重大事故等対処施設ができるときの協議の回答でよろしいですね。そのときは、設置期限を遵守し早期の完成に努めることと、それから設置期限を超えることが認知された場合は速やかに公表し、原子力規制委員会の指示に従うこと等の御意見をいただいております、それを県の意見と一緒に東北電力に提出していることになります。ですから、そこには規制の期日のことは特に記載しておりませんので、できるだけ早く期限を守って完成させるということと、遅れる場合はなるべく早く公表して原子力規制委員会の指示に従うということ、原子力規制委員会のほうで現在、規則の見直しをパブリックコメントにかけているという状況になるかと思いません。

○副議長（村上久仁君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） 少なくとも意見書を出されている美里町に対しては、しっかりと知事としても説明することが必要だと思います。原子力規制委員会に対して改めて説明会の開催を求めているのだと思いますし、知事自身も昨年の知事選で、薄氷を踏む思いで六選を果たしたときの言葉を思い出していただきたいと思います。十一月二十一日、職員の皆さんに対しての訓示の中で、「どのようなことであってもしっかりと県民の皆さんに説明する責任を果たして、県民の皆さんの理解を得ながら前に進めるということは重要だと。人の意見を聞かない傲慢だと言われることのないよう丁寧な説明に努めてまいります。」と、このように述べておられました。知事も変わっていただけなど期待したわけですが、知事ぜひ丁寧に説明会を開催していただきたい。改めていかがでしょうか。

○副議長（村上久仁君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 謙虚に生きていきたいと思っておりますけれども、この件に関しましては何度も答弁しているように今まで公表されているホームページに載っていることと同じことを担当の方が来て、そして意見が出たらそれを持ち帰ってちゃんとお話ししますということの内容でありますから、それならば皆さんよく御存じであります資料をよく読み込んでいただいて、パブリックコメントで意見を申し述べていただければ

十分目的は達するものと考えているところであります。

○副議長（村上久仁君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） やはり、知事も含めて原子力規制委員会もしっかりと現地に足を運んで説明をしていただきたい、このことを重ねて求めて次に進みます。

汚染廃棄物の処理に関して一点だけです。

繰り返しますけれども、特措法の基本方針で定められている住民理解の促進、あるいは処理加速化事業の実施要領で定められている焼却施設、最終処分場搬入路等の周辺住民の理解を得る場の確保には、県としてもしっかりと責任を果たしていただきたいと思います。排出自治体の責任だとか、搬入先自治体は処理事業者のところできちんとやっているはずだとかで済ませないで、いっどこでこのようにしっかりとやっていますということを、県としても確認していただきたいと思いますが、改めていかがでしょうか。

○副議長（村上久仁君） 環境生活部長石川佳洋君。

○環境生活部長（石川佳洋君） 県といたしましたは、これまでもそういう形で市町村にもしっかりと寄り添った対応をしておりますので、今後何か御要望があれば市町村の相談に乗る、要望があれば国に対しても引き続き要請をしていくという形で一日も早い処理に努めてまいりたいと考えております。

○副議長（村上久仁君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） よろしく願います。

続けて継戦能力の強化に向けた県内の状況についてでございますけれども、今回、ヴァリアントシールド二〇二六が県内でも展開されたことについて、壇上から質問いたしましたけれども、時期を同じくして、アメリカ海兵隊と陸上自衛隊による最大規模の共同訓練レゾリュート・ドラゴン二〇二六、これが沖縄県と九州四県を会場に行われています。いずれも中国との有事を念頭に置いて、沖縄など南西諸島をはじめとして、日本全土の戦場化も想定した訓練だと言われています。六月二十一日付日経新聞と朝日新聞が、アメリカの中距離ミサイルシステムタイフーン、これが昨年の米軍岩国基地の一時展開に続いて、今回は海上自衛隊の鹿屋航空基地に一時展開されると報じられていました。タイフーンはこの秋の共同訓練にも使うので、しばらくこの鹿屋基地に置いて

おく。撤収は秋の訓練終了後になっている。こういう状況の中でずっと置かれるのではないかという心配も出ています。この点、認識としてはいかがでしょうか。

○副議長（村上久仁君） 企画部長梶村和秀君。

○企画部長（梶村和秀君） この件に関しての認識につきまして、東北防衛局のほうからはまだそのような詳細な情報が伝わっておりませんので、我々としても今後ともいろいろ確認しながら進めてまいりたいと考えております。

○副議長（村上久仁君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） 危惧するのは、松島基地をはじめ県内の自衛隊施設も、まさに米軍基地の施設同様に恒常的に米軍に利用され、あげくは米軍が引き起こす戦争に、自衛隊が巻き込まれていくのではないかと。そのことを強く危惧せざるを得ないと、このことを述べて質問を終わります。ありがとうございます。